

社会福祉法人西山刈羽福社会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年10月 1日 ～ 令和4年 9月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和2年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、期間雇用者や管理職を対象とした説明及び全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

- 令和元年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年1月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
- 令和2年2月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和2年4月～ 施設内広報などでキャンペーンを行う